“Managing Political Crises in China: The Case of Collective Protests”

講　師 ：鄭在浩　氏（ソウル大学）

日　時：2010 年 6 月 17 日(木)　14:30－16:30

場　所： 慶應義塾大学三田キャンパス東館　セミナー室

言　語： 韓国語（日本語通訳）

概　要：

第 3 回研究会の講演者である鄭氏は、韓国における中国研究の第一人者であり、中国政治研究学会を創設したことでも知られる。本講演では集団抗議行動（群体性[治安]事件）をケースに、中国の政治的危機（Political Crises）に対するマネージメントを分析した。

鄭氏はまず、中国政治は毛沢東没後（1976 年以降）に不安定化したことを認めたうえで、しかしながら歴史上、中国には分裂の危機が何度も訪れていたことの事例を挙げた。鄭氏によれば歴史的に中国の政治的危機は、農民の自発的な行動や秘密結社の動き、そして外部からの侵略などの条件が整えば起こりえる。そのうえで鄭氏は近年の集団抗議行動の頻度・規模・暴力性を統計的手法で明らかにし、これらが政治的危機をもたらす可能性に言及した。

では中国政府は集団抗議行動に対し、どのような介入および統制をおこなっているか。鄭氏は政府の対応を①予防（preventive stage)、②事前の監視（monitoring dimension)、③対応（mechanism for containment）の３つの局面に分類した。予防については、「信訪（不満の直訴)」のシステムが 2005 年に修正されてよりきめ細かな不満のくみ上げを図ると同時に、同年には抗議行動の参加者を罰する法律が制定されて抑制力が増大していること、また抗議行動の責任を地方政府に負わせることで統制をかけていること、等の方策を紹介した。事前の監視については、農村の既存の組織を活用し、情報提供者へ報酬を与える（密告１回で 100 元）など農村で抑制策が採られていること、また法倫功事件以降にインターネット規制が厳しくなっていることも指摘した。抗議行動は①一般的（5～100 名)、②少し大きい（100～300 名)、③重大（300～1000 名)、④特別重大（1000 名以上）に分類され、重大までのランクでは公安部の民警が、特別重大な規模では武装警察が対応にあたる。鄭氏は民警が 2007 年に刷新されたことや 97 年に国防法 22 条が制定されたことを説明した。

以上を踏まえ鄭氏は、集団抗議行動は短期的には政治的危機に発展することはないが、以下の 3 つの条件次第では危機をもたらす可能性があると結論付けた。すなわち、①相当数を引き付けるイシューの登場（少数民族問題が政治的危機をもたらすと分析する研究があるが、その可能性は低い)、②中間層が反政府的になるか、③インターネットや携帯電話の活用、である。

質疑応答では、集団抗議行動増加は権威主義体制の内包する課題か、それとも改革開放に伴う社会不安の表れかという問題の質を問うもの、政治的危機を引き起こしえる具体的なイシューについて、「信訪」や企業ストライキなど個別の事例についてなど、多くの質問

が提起された。鄭氏は、中国の監視体制強化が逆に反発を招いている側面もあるが、暴動はインフォーマルなレベルで構造化された「安定的不安定性（stable instability)」となりつつある。しかし形而上的な何らかのイシューが触媒となってレジームの脅威となる可能性はある、と回答した。